

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年4月26日（火）

令和4年第5回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年4月26日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室3

○ 議事日程

- 第1 議案第18号 非農地証明願について
- 第2 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第3 議案第20号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第4 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第5 報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第6 報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第12号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

~~1番 鈴木 邦夫 君~~  
2番 原田 勝幸 君  
3番 高橋 久雄 君  
4番 石射 祥光 君  
5番 村越 重芳 君  
6番 遠藤 信行 君  
7番 小澤 昇 君

8番 廣瀬 正実 君  
~~9番 三橋 清高 君~~  
~~10番 野崎 雅博 君~~  
11番 阿部 富美 君  
12番 齋藤 和子 君  
13番 吉田 恵子 君  
14番 石腰 明美 君

欠席委員

1番 鈴木 邦夫 君  
10番 野崎 雅博 君

9番 三橋 清高 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時 01 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、1 番鈴木邦夫委員、9 番三橋清高委員、10 番野崎雅博委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 11 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。5 番村越重芳委員、6 番遠藤信行委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 18 号非農地証明願についてを上程いたします。

7 番小澤委員より、議案の説明および現地調査結果の報告をお願いします。

○7 番（小澤昇君） 議案第 18 号非農地証明願についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、5 筆、地目は畑、合計 848㎡でございます。

申請理由といたしましては、当該地は 10 年以上前からゴルフ場敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものでございます。

令和 4 年 4 月 13 日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地を調査してまいりました。

当該地の現況はゴルフ場の敷地になっており、農地に復元することが困難であること、転用後 10 年以上経過していること、この事実を平成 19 年 10 月 21 日の国土交通省国土地理院による航空写真により、客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表 1 に掲げる項目の「公園、運動場及びレジャー施設」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第18号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてを上程いたします。13番吉田委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○13番（吉田恵子君） 議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定について、案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

利用権を設定する農地は、5筆、いずれも畑、合計1,079㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年5月1日から令和7年3月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第20号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。7番小澤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○7番（小澤昇君） 議案第20号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願の1番案件

と2番案件についてご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになってい  
るため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

令和4年4月11日、担当委員1名、事務局2名で、現地調査を致しました。

特例農地4筆の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも畑、合計853.14㎡につきましては、一体として耕作されており、玉ねぎ、  
ネギ、果樹が作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、テラーその他一式でござい  
ます。

労働力につきましては、本人65歳、従事日数300日、兼業、姉69歳、従事日数100日、兼  
業でございます。

以上、農業経営されていると確認を致しました。

続きまして2番案件についてご報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

令和4年4月13日、担当委員1名、事務局2名で、現地調査を致しました。

特例農地2筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも現況畑、合計737㎡につきましては、一体として耕作されており、レタス、  
エルパステラが作付けされている他準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人65歳、従事日数250日、専業、妻63歳、従事日数100日、専業、長女34歳、  
従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認致しました。

よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がござい  
ますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ござい  
ますか。

○6番（遠藤信行君） 1番案件の地積ですが、小数点以下の面積になっていますので、

登記簿の地積ではないですね。

○局長補佐（伊藤和範君） 税務署から送付されてくる資料に記載されている面積であり、当初において税務署に申請した面積と考えられます。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第20号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 4ページ、報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出専決処分の報告についてをご説明いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

3筆、田、合計891㎡についての届出でございます。

こちらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、報告第10号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 5ページ、報告第10号、農地法第4条第1項第8号の規定に

よる農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1 番案件から 7 番案件で、転用目的は住宅敷地のほか、駐車場敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第10号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 6 ページ、報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1 番案件から13番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、駐車場、倉庫、資材置場でございます。権利関係は、所有権の移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第12号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。



○局長補佐（伊藤和範君） 7 ページ、報告第12号、利用権の合意解約の報告についてをご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定を行った土地につきまして、茅ヶ崎市より解約同意の通知があったため、報告するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

2 筆、畑、合計2,450㎡でございます。

期間は、令和3年3月1日から令和6年2月29日まででしたが、両者の都合により、令和4年3月7日に合意解約の合意が成立したものでございます。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

2 筆、畑、合計1,218㎡でございます。

期間は、令和3年3月1日から令和6年2月29日まででしたが、両者の都合により、令和4年3月7日に合意解約の合意が成立したものでございます。

～ 3 番案件について内容を説明 ～

1 筆、現況畑、353㎡でございます。

期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででしたが、両者の都合により、令和4年3月18日に合意解約の合意が成立したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第12号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和4年第5回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時40分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員